

第2号議案

栃木県屋外広告物条例に係る禁止地域の追加について

栃木県知事から意見を求められたこのことについて、次のとおり提出します。

平成29年11月10日

栃木県景観審議会会長

栃木県屋外広告物条例第 30 条の 2 第 1 号の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 意見を聴く事項

栃木県屋外広告物条例に係る禁止地域の追加について
屋外広告物の表示等の禁止地域に田園住居地域を加える。

2 理由

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）の一部改正により、都道府県が条例で定めることにより屋外広告物の表示等を禁止することができる地域に、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に規定する田園住居地域が追加されたことから、本県における屋外広告物の表示等を禁止する地域に、当該田園住居地域を追加するため。

平成 29 年 11 月 10 日

栃木県知事 福田 富一